# 批評・紹介

## Valerie Hansen
## *Negotiating Daily Life in Traditional China: How Ordinary People Used Contracts 600–1400*

小島　毅

近年、改革開放の進む中國に進出する外國企業がかかえる大問題として、かの地における「契約觀念の缺如」が云々されることが多い。一旦合意に達したはずの事項が、次の交渉時に再び論題として提起されてくる。あるいは、成約にいたった文言が、その通りの形では實行されない。單なる法制の不備なのか、はたまた社會的慣習の相違なのか。事は彼我の文化比較から、中國における近代市民社會の存否にまでおよぶ。

他方、その同じ中國で、古くから賣買契約・貸借契約等を書面化し、それを訴訟の證據書類とすることが行われていた。官僚機構とその職掌を描いた『周禮』の中に、「質劑を以て信を結びて訟を止む」との文言が見えるが、これは契約文書の作成によって訴訟沙汰を未然に防ぐこととされた。古來、儒教が理想とするのは人々が爭わない社會であった。孔子は「必ずや訟無からしめんか」(『論語』顏淵篇、のち『禮記』大學篇にもこの句を引く)と述べた(とされる)。ところが、(あるいは、この嘆きに示されるがごとく)、訴訟の裁定は中國の地方官の重要な職務であった。人々は官衙の法廷において自己の利を主張し、互いに爭った。そこでもちだされた證據資料の一つが、契約文書である。契約文書の作成は中國文明が誇る傳統とすら言えよう。

中國において歷史的に契約という行爲がもっていた意味を檢討對象としているのが、ヴァレリー・ハンセン氏の手になる本書である。著者はかつて京都大學で學んだことがあり、*Changing Gods in Medieval China, 1127–1276*, Princeton University Press, 1990 の著者として、日本の宋元史家にもなじみの研究者である。なお、この前作については、本誌第五一卷三號に松本浩一氏による書評が掲載されている。

契約文書に關する研究は內外ともにさかんであり、評者のような門外漢が云々できるしろものではない。したがって、本書の研究史的な位置づけは評者には荷が重すぎる。ただ、本書が後述する二部構成を採っていることから一見してわかるように、從來の研究が考古學の成果を活かしながら、「法制史、社會經濟史」と「民俗史、思想史」とに截然と分化してなされてきたのに對して、兩者を統合する形での「契約」解釋となっていることが、本書の特徵であろう。このことはカバーに刷られたバレント・テレ・ハレ(Barend ter Haar)氏の推薦文にも記されている。池田溫氏が墓券についての論文で、「從來夫々特定の角度からなされた諸研究の今後の發展」を期待されていた(「中國歷代墓券略考」東京大學東洋文化研究所紀要第八六册、一九八一年)のに對する、海の向こうからの應答だろうか。本誌編集部が、經濟史ではなく思想史畑の人閒であることを承知のうえで、評者に本書を評するようにと通知してきたのも、

この性格ゆえであろう。なお、池田氏の論文は分量の四分の三を資料錄文が占めており、本書でもたびたび引かれている。

本書には管見のかぎり、一昨年（一九九六年）英文書評が二點出ている。一つはロメイン・テーラー（Romeyn Taylor）氏が *History: Reviews of New Book*, vol.24 no.4 に書いたもの、もう一つはジェニファー・W・ジェイ（Jennifer W.Jay）氏が *The Journal of Asian Studies*, vol.55 no.3 に書いたもの。だが、どちらも短文で、書評というよりは單なる內容紹介の域にとどまっている。蠻勇をふるって卑見を披瀝する所以である。

まずは內容の概觀から。

第一章「なぜ契約文書を研究するのか?」。

儒者たちが遺した文獻のみによるかぎり、中國は調和に充ちた、抗爭のない社會であったかに見える。しかし、契約文書が示す對人關係（家族關係も含む）は、こうした見方をくつがえしてくれる。人々は地方官が開く法廷に殺到した。訴訟の場で主張の根據となったのは、相手方との私的な合意であった。近代西洋における「契約（contract）」の定義、「條件がみたされれば、法律によって強制される、二人もしくはそれ以上の當事者間の合意（agreement）」とは異なっていた。（なお、この文面はジョフリー・マコーマック〔Geoffrey MacCormack〕氏の書物からの引用らしい。）現在、contract は強制力をもつ點で、deed や promise と區別されている。そこで、作業上の定義として、本書における contract、すなわち中國における契約を、「所與の物品の賣買・貸借にあたって、二人もしくはそれ以上の當事者間で書類を作成して交された合意」とする。これは原語では「合同」「券」「契」「契約」などと呼ばれる。（この書評では、日本語として「契約」もしくは「契約文書」を用いる。）

西暦七世紀初頭には空前の集權的統治がしかれ、官は契約文書ではなく役所の帳簿に土地所有を記載していた。ところが、一四〇〇年までには帳簿は使われなくなり、契約文書のみが所有の證據として使われるようになる。その間には、七五五年に始まる安史の亂がもたらした政治的混亂、十一世紀からの經濟發展、（中國南部では）一二七六年以降のモンゴル帝國による統治などの諸契機があり、それによって契約文書が社會的に果たす役割・性格が變化していく。ただし、トルファンと敦煌からは數百點にのぼる出土資料が發見されたのに對して、十世紀以降の四百年間については、現在利用できる契約文書は三十點しかない。墓券はまた別で、二百點を超える資料が利用可能である。本書が一四〇〇年をもって敍述を終えるのは、それ以後の契約文書數が膨大になりすぎて適切に分析しかねるからでもある、と著者は言う。

以下の四章は、第一部「人間との契約」として一括されている。

第二章「私的な契約を認めることを國家がいやがった時期」。ここでは西暦六四〇年から七五五年があつかわれる。主要な資料はトルファン文書である。

そもそも唐律において、契約をあつかう獨立の章はない。章ではなく單獨の條文として雜律に見えるが、それもかなり後になってから律に加わったとみなしうる。しかもその內容たるや、國家が契約をめぐるトラブルに卷込まれたくないという意思表示である。

しかし、現實には契約文書はさかんに作成されていた。著者は山本達郎・池田溫兩氏による整理にもとづきながら、いくつかの事例

を紹介していく。なかでも、金貸し左憧憙（六一七～六七三）の事例に注目し、恩惠による貸借帳消し指令の適用外とする文言に、皇帝の權威への挑戰がうかがえることなどを指摘する。「官に國法、民に私約」の世界なのだ。

と言って、國家が無干渉だったわけではない。四パーセントの契税徴收や、利息の上限設定である。そこからうかがえる國家の態度は、一方で國家とかかわりなく契約がなされることを望みながら、他方で條件がみたされない時に干渉する權利を留保するものだった。

第三章「政府が契約を認めていく時期」。安史の亂以後、宋の建國までがあつかわれる。主要資料は敦煌文書。

トルファンと敦煌は六〇〇キロしか離れていないのに、一世紀の時を隔てて契約文書の種類は一變する。トルファンでは四〇パーセントを占めた土地貸借・土地賣買は敦煌ではわずか四パーセントとなり、かわって穀物や絹が主役となる。ただ、德政の對象外にしようとする志向は繼承されている。

敦煌變文に見える契約の事例、離婚契約文書、地方官衙での訴訟、契税の展開などが紹介されたのち、次のような段落で本章は結ばれている。「均田制の戸籍はなくなった。かわって、人々は所有を主張するために契約を使わねばならず、十世紀の各國の支配者たちはそれらの契約に契税を課した。契約文書を作成することで、唐代初期の統治者には想像もつかなかった深さで、人々は互いに政治的な關係に引き込まれていったのである。」

第四章「政府の税の時期」。九六〇年に始まる宋代をあつかう。ここではさまざまな資料が使われるが、大きな比重を占めるのは『名公書判清明集』（以下『清明集』と略稱）である。

著者は九八四年に書かれた墓券に見える次の一句に着目する。「官に政法あり、私約を取らざるを定めと爲す」。表面的な意味はトルファンや敦煌のものと變わりない。しかし、その意圖は異なる。どちらも「官」と「私」の斷絶を言う文言ではある。ただ、かつては（均田制というたてまえもあって）官がとりあってくれないから契約文書を作るという意味だったのに對し、今や官に對して契約に干渉してくれるなという意味に讀める。

官側は一つには契税徴收のために干渉をおこなった。契税は徴收容易な間接税として、財政逼迫を理由にたびたび税率改定がなされ、十三世紀のある官僚の證言によれば、税收全體の六分の一以上に達していた。

以下、『清明集』にもとづき、南宋時代の契約をめぐる諸相が描かれる。章の終わりには、徽州文書からの事例も紹介される。

第五章「モンゴル統治時代およびその後の契約文書」。資料として、『元典章』・日用類書・元曲・徽州文書などが使われ、さらには漢語以外の事例におよぶ。

まず、契税の税率が値の三〇分の一に引下げられたことが特記される。その結果、税の徴收はそれ以前より圓滑になった。

この時代、女性や「非漢語話者」を含めた一般庶民の日常生活にも契約が用いられるようになる。「要するに、契約の言葉遣いや觀念は、モンゴル人のもとで中國人の生活に深く浸透した。そして、本書の第二部で主張するように、死者の世界でも同樣に重要なものと思い描かれていたのである。

第二部「神々との契約」は三つの章からなる。

第六章「墓券（Tomb Contracts）」では、「買地券」とも呼ばれる（著者は原語としてこちらを採っている）、墓に埋められた冥界との契約文書をあつかう。（評者は原田正己氏や池田溫氏の所説にしたがい、「墓券」と總稱しておく。原田正己「墓券文に見られる冥界の神とその祭祀」東方宗教第二九號、一九六七年、および池田前掲論文參照。）

墓券は現世の契約文書と同様の書式をもつ。ただ、その賣り手が神であり、したがって賣り手としてはいくつかの特定の名しか見られないこと（土地神はどこへ行っても無人格的に土地神である）、賣價が九九九九九文であること、（冥界の流儀にしたがい）字を逆に書く事例があることなどの特徴がある。

第七章「地下の法廷」。墓券が作られた理由として、冥界の裁判所に提出する證據としての役割があった。この章の大半は、墓券の話題から一旦離れて中國人の冥界觀の紹介に費される。

もちろん、話がまったく無關係だというわけではない。地下の法廷（courts と複數形を用いているので、「朝廷」の意味ではなかろう）組織の紹介は次の章への伏線だし、たとえば、「柏人」の紹介では、形や內容の相違はありながら、墓券と同じ衝動から制作されたものだとの指摘がなされている。

第八章「生者の法廷と死者の法廷」は、わずか八頁の短いものながら、本書全體の結語の役割を果たしている。すなわち、第一部で時代をおって丹念に紹介・分析された「人間との契約」と、第二部があつかった「神々との契約」を統一的に說明する場として、「法廷」がもちだされるのである。人間との契約文書が裁判での證據書類としての性格を帶びていたのに對して、神々との契約文書たる墓券は、冥界の法廷に提出されることを豫想して書かれたというのが、著者の主張である。

かくして、本書の最後にはトルファンに眠る左憧憬が再び登場する。彼の墓に埋められた十五通の契約文書。これらは冥界の法廷に提出する證據書類であった。現世では債權の回收に失敗した彼は、あの世での成功を夢見、また親族もそう願ってこれらの文書を埋めたというのが、著者の解釋である。「現世の法廷が正義の執行に失敗しても、冥界の法廷が再審理をしてくれた。（中略）地上の法廷が正義の理念を實行するのに失敗しても、その理念が弱まることはなかった。なぜなら、死者の法廷がそれをしっかりと保っていたからである。」本書はこのように結ばれている。

「特定の角度からなされた諸研究」（池田氏）の總合をめざしたのであろう本書の結びとして、これは完璧である。第二章で出された謎がここにいたって解明されるわけだ。英語が得手ではない評者も、苦勞して讀んだ甲斐があったと滿足して書册を閉じることになる。だが、本當にそうなのだろうか？

本書の特色が、現世に生きる人間の經濟生活の實態をかいま見せてくれる資料としての契約文書と、死後の世界をどのように構想していたかを示す資料としての契約文書を、總合的・統一的に捉え、舊中國の人々の思惟のありようを解明せんとするところにあることは、繰返して確認しておきたい。經濟と信仰を二分する發想を取らず、兩者に通底する共通の契約觀を探ろうという本書の問題設定は正しいし、評者自身も試みてみたいテーマではある。ではあるが、著者は結論を急ぎすぎたのではないかという感じもする。最初にも斷ったとおり、評者は契約文書を專門的に分析した經驗をもたない

ので、實證的にどこがどうおかしいと指摘する能力に缺けている。そこで、そう感じた理由を、より根本的な問題設定の場に立ち返って論じてみたい。

中國社會で用いられた契約（contract）に對する、著者の定義はすでに紹介した。だが、これは著者が列擧する原語の定義と一致するのだろうか。たとえば、契約文書が書かれるための前段階として缺かせない「約」という觀念一つ取っても、この定義では包含しきれない、複雜な用法をもつ語である。この「約」については、近年多くの研究者によって頻繁に言及される、寺田浩明氏のすぐれた考察がある（「明清法秩序における「約」の性格」、溝口雄三ほか編『アジアから考える・4・社會と國家』所收、東京大學出版會、一九九四年）。それによると、「相互契約的合意を缺いた一方的な命令・罰則宣示である軍約も、また反對に對等者間で行われる盟約も、どちらも「約」の名を擔うという事實から考えれば、（中略）そこに共通してある事態は、それに與る人々の間に（何らかの仕方で）一つの行動基準・賞罰が共有されている狀態であるとしか言いようがない」。ハンセン氏が列擧する、合同・劵・契・契約はいずれもたしかに氏の定義する contract を表す語には違いないが、それのみにとどまる語ではない。言い換えれば、氏の定義はこれらの語の一部ではあっても、全體ではない。

評者がここで問題にしたいのは、ある問題設定を行うにあたって、それを分析者側の概念枠で捉えるべきなのか、それとも原語のもつ擴がりを第一に考慮すべきなのかということである。もちろん、これは大きくかつ複雜な問題で、本書の書評という場を借りて議論すべき筋合いではない。詳細な方法的議論は、別の場所を用いるのがふさわしかろう。ただ、少なくともここで述べておかねばならないのは、著者ハンセン氏が契約（contract）を上述のように定義してしまった時點で、「合同」や「契約」がもつ意味の擴がりはつみとられ、著者の行論にとって都合の良い（と言うと語弊があるなら、「飼い慣らされた」）語になってしまったのではないか、ということである。寺田氏のように、「約」の定義をあえて放棄したかのごとき物言いをしながらも、數ある異質の（わたしたちの目には少なくともそう見える）事例を丹念にまとめ直していくことで、それまで思っても見なかった（?）原理を導き出すというスリリングな手法に比べて、本書の敍述が特に中盤において平板に流れているのは、近代西洋との對比で概念の整理を先に行なってしまったためだと思われる。さまざまな事例を見ていく中で、讀者が豫見していた「契約」像が變わるのではなく、最初の定義に從って事例が整理されているだけだからである。

これは單に敍述のスタイルに由來する問題ではない。そもそも中國における契約とは何かという大問題が、著者によって眞劍に思索されたのか、評者には讀みとれなかった。第二部の諸事例は、人々の宗教觀――「宗教」という語も「契約」同樣、危險な用語だと評者は日頃考えているが、今は置く――をあつかっているのだが、それらが第一部にすりよる形でまとめられ、左憧憬の話につなげられている。ヒュー・T・スコーギン（Hugh T.Scogin, Jr.）氏による次の指摘は、對象とする時代こそ違え、本書にもあてはまろう。「漢代において、契約の強制を正當化する、正當性のさらなる淵源は、契約された合意の宗教的な一面であった。仁井田とフルスエは、一般に契約文書のこの面の重要性を輕視している。現代の中國

の學者も、彼らが「迷信」とみなしているものの重要性を過小に評價している」（小口彦太・喜多三佳共譯「天と人の間――漢代の契約と國家――」早稲田法學第六八巻一・二號、第六九巻一號、第六九巻三號、第七一巻一號、一九九三年～一九九五年。引用箇所は第七一巻一號掲載分）。

そもそも、舊中國の思惟において、ローマ法以來（かどうか門外漢の評者にはわからないが）の傳統である、契約主體の自立的存在を前提とする契約觀はありうべくもなかった。と言っては言い過ぎで、より正確に表現すれば、當時の人々はヨーロッパ的な人間觀でものごとを考えてはいなかった。社會のなかで、人と人が個として相互に自立し、自己の行爲には將來にわたって責任をもつべき主體であるという前提が、舊中國にはなかった。（「なかった」と言い切るのは、それこそ結論の急ぎすぎであろうが、少なくとも「個人」概念はおおいに異なっていた。）たしかに、それを解釋する現代の研究者が、當然あるはずだと思いこんで讀み込めば、そう讀めないこともないような形で、彼らの思惟の中にも「ヨーロッパ的なもの」（あるいは「人類にとって普遍的な價値をもつもの」）はあったのだが、それが中國における契約觀念の本質かと言えば、それはまた別の問題なのである。事はすぐれて思想的な課題であり、評者としてはそうした形での第一部と第二部の統合が欲しかった。先ほど言った「急ぎすぎ」とはそういう意味である。

金貸し左憧憑（と彼の遺族）が著者の解釋したとおり、「死者の法廷」での逆轉判決を願って「人間との契約」の證據書類を墓に埋めたのかどうか、評者には判斷ができない。ただ、假に著者の解釋が正しいにしても、それだけで閉じてしまうには惜しい大きな規模の問題構成を、本書は備えている。現世の恨みを冥界に託すのが舊中國の契約觀念であったかのごときまとめ方では、いささかもったいない。

だが、以上述べたことは、本書があらかじめ設定した枠組みの外のことである。書かれた内容を評するのが書評のマナーだとすれば、評者は禮を逸脱したかもしれない。生身の人間同士のものと、人と神とのものと、二種類の契約文書の變遷を丁寧にあとづけながら、かつ兩者の統合を意圖した本書は、そのことだけで充分價値のある力作なのである。それにまた、評者の英語讀解力の缺如から、著者がこめた深い意圖を見逃しているのかもしれない。これらの點に關しては、讀者諸賢が直接本書にあたって味わっていただきたく思う。

最後に、本書の準備段階でまとめられた學會報告にもとづく中國語の論考として、著者（中國名は韓森）には「宋代的買地券」（鄧廣銘・漆俠主編『國際宋史研討會論文選集』、河北大學出版社、一九九二年）があることを附言しておく。

附記：本稿作成にあたって、川村康・秦玲子兩氏より資料の提供を受けたことに謝意を表する。

New Haven and London, Yale University Press, 1995, xii＋185pp.